

# 土砂災害特別警戒区域内の規制について

土砂災害防止法による特別警戒区域（レッドゾーン）に指定された場合  
特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われます。

## 特定の開発行為に対する許可制

住宅宅地分譲、社会福祉施設、学校、医療施設などのための開発行為については、都道府県知事の許可が必要となります。

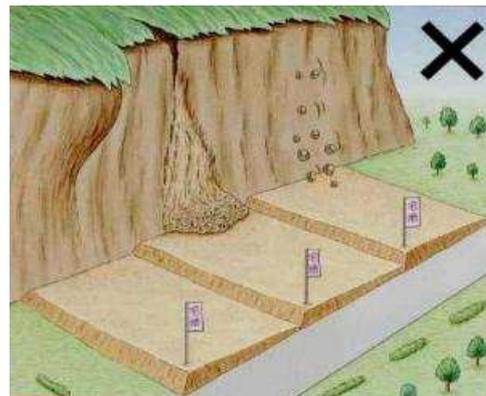
○特定開発行為とは？

住宅（自己用を除く）や社会福祉施設などの制限用途の建築物を建築するために行う、土地の区画形質の変更

○例えば・・・

- ・田畑を区画して、住宅用の宅地として開発すること
- ・敷地の造成を伴う、医療施設の建築を目的とした開発 など
- ・・・詳しくは、長野県諏訪建設事務所整備課計画調査係までご相談下さい

TEL: 0266-57-2936(直通) FAX: 0266-57-2946



## 建築物の構造規制

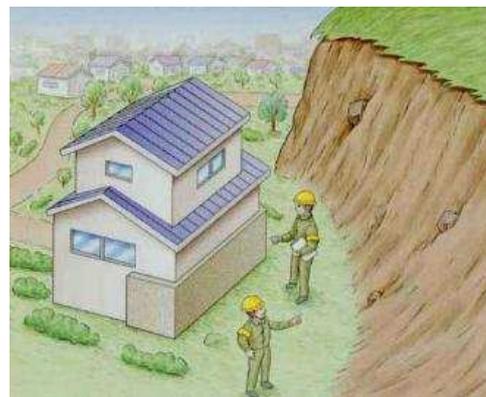
居室を有する建築物については建築確認が必要となります。

○構造規制の内容は？

レッドゾーン内の建築物を、想定される土砂の高さ・力に対応できる工法・構造とする

○具体的には？

鉄筋コンクリート造の建築物の外壁若しくは門又は塀で、告示（国土交通省告示第 383 号平成 13 年 3 月 30 日）による方法又は構造計算により安全を確認された方法



お問合せ先

警戒区域の指定等について：諏訪市役所企画部危機管理室市民安全係

建築物の構造規制について：建設部都市計画課建築住宅係

TEL: 0266-52-4141 FAX: 0266-57-0660

警戒区域・特別警戒区域は諏訪市ホームページからも閲覧・確認できます

URL : <http://www.city.suwa.nagano.jp/>